

政令第三百六十九号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条～第五条（略）

第六条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第六十条中第五項を第六項とし、第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

第七条・第八条（略）

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条の規定 公布の日

二 第一条中国国民年金法施行令第六条の二第二項第二号及び第六条の十二第二項第二号の改正規定、第四条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第二項第二号の改正規定、第五条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項第二号の改正規定、第七条中国国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第一項の改正規定並びに

次条の規定 令和三年一月一日

三 第五条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和三年八月一日

第二条・第三条（略）

理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる者を定める等関係政令の整備等を行う必要があるからである。